

《実施編 4》

オウシマダニ清浄維持の推進

第9章 牧野ダニ清浄維持対策事業（平成8年度～平成11年度）

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

沖縄県に生息するオウシマダニは、牛の法定伝染病であるピロプラズマ病を媒介し畜産振興に多大な被害を及ぼすことから、平成3年度から7年度まで沖縄牧野ダニ撲滅対策事業を実施してきたところである。これにより、八重山群島の飼育牛及び牧野においてダニは確認されないまでに至っている。

今後は、牧野等におけるダニの清浄状態を維持するため、学識経験者等を交えた検討会を開催し、地域外からのダニ侵入防止対策について検討するとともに清浄化を確実に維持する必要がある。

このため、ダニ清浄維持のための指導の徹底とともに牛体及び草地ダニ検査を継続し、ダニ監視体制の整備を図り、もって本県の畜産振興に資する。

(2) 事業の内容

家畜保健衛生所は、農家及び関係機関の協力を得て以下のことを行う。

1) ダニ清浄維持推進会議

(ア) 技術検討会

沖縄県は、家畜保健衛生所、試験研究機関、学識経験者等で構成する技術検討会を年1回以上開催し、清浄確認マニュアル及びダニ監視体制整備計画を作成するとともに、各地域の検査成績の取りまとめ及び清浄地域の確認を行うものとする。

(イ) 推進会議

沖縄県は、家畜保健衛生所、市町村、畜産関係団体、民間獣医師、牧野管理者等が参加する推進会議を年2回以上開催し、農家等に対して清浄確認マニュアルを配布し、清浄維持の啓発強化を図り、ダニ監視体制整備指導を推進するものとする。

2) ダニ監視体制整備

家畜保健衛生所及び民間獣医師は、石垣市及び八重山郡において計画的に牛体及び草地ダニの検査の指導を推進するとともに、血液原虫検査を行い、農家等が主体となったダニ監視体制の整備及び清浄維持の強化を図るものとする。

3) 沖縄県は、この事業の実施に当たっては、関係機関と密接に連絡をとり、計画的かつ効率的に行うとともに、ダニ監視体制の整備期間中の再発防止対策を講じるものとする。

(3) 事業実施主体 沖縄県

(4) 事業期間 平成8～11年度（4ヵ年計画）

(5) 補助率 9/10

2. 事業実施計画

(1) 草地ダニ調査（石垣市、竹富町、与那国町）

石垣市			
	1日目(2班編成)	2日目	3日目
調査力所	平久保牧場、久宇良牧場 伊原間牧場、大野牧場 多宇牧場、古波蔵牧場	カデカル牧場 肉用牛公社	川平牧場 山原牧場

竹富町			
	4日目(2班編成)	5日目	6日目(2班編成)※
調査力所	竹富島、小浜島 黒島、新城(パナリ)	西表島東部地区 西表島西部地区	波照間島 鳩間島

※1日目、4日目、及び6日目は2班編成

与那国町	
調査力所	糸数牧場 北牧場 南牧場

(2) 牛体ダニ検査

石垣市							計
農家グループ	1日目(月)	2日目(火)	3日目(水)	4日目(木)	5日目(金)		
1	平久保牧場 (1) (50)	白保地区1 (4) (46)	宮良1 (5) (46)	平得地区 (14) (40)	美崎畜産 畜産センター (2) (30)		212
2	古波蔵牧場 平野地区 (3) (50)	白保地区2 (11) (36)	宮良2 (5) (46)	真栄里地区 (7) (40)	大川牧場 八重農牧場 (2) (30)		202
3	川平地区 (11) (40)	白保地区3 (5) (30)	宮良3 (10) (40)	登野城地区 (15) (40)	野底地区 山原、砥板牧場 (18) (20)		170
4	大和牧場 (1) (40)	白保地区4 (6) (50)	多宇司牧場 伊野田地区 (3) (40)	崎枝地区 (10) (40)	伊原間牧場 (1) (50)		220
5	大浜地区2 (10) (40)	久宇良牧場 (1) (50)	肉用牛公社 名蔵地区 (2) (50)	三川地区 開南地区 (7) (40)	大浜地区 (13) (44)		224
6	大浜地区3 (16) (40)	新垣牧場 伊原間地区 (4) (36)	明石・星野 (5) 大里地区 (11) (46)	大野地区 (3) 大野牧場 (50)			172
計	260 (42)	248 (31)	268 (47)	250 (57)	164 (26)		1,200(202)

※1,200頭×4回=4,800頭

竹富町							計
農家グループ	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
1	竹富島 (1) (10)	黒島 (1) (50)	西表島東部 (5) (50)	移動日	波照間島 (1) (10)		120(8)
2	小浜島 (1) (10)	パナリ (1) (10)	西表島西部 (5) (50) (内外離島)	移動日	鳩間島 (1) (10)		80(8)
計	20 (2)	60 (2)	100 (10)		20 (2)		200(16)

※200頭×4回=800頭

与那国町					計
農家グループ	1日目	2日目	3日目		
1	南・北・東牧場 (3) (60)	放牧農家 (5) (20)	移動日		100(8)
計	60 (3)	20 (5)			100(8)

※100頭×4回=400頭

※右横()内は農家戸数
 ※左下()内は採血予定頭数
 ※右下()内は牛体ダニ検査予定頭数(X4回)
 ※1,500頭×4回=6,000頭(1+2+3)

(3) 血液原虫検査

石垣市 A地域(1,3回目実施) B地域(2,4回目実施)							計
A	1日目(月)	2日目(火)	3日目(水)	4日目(木)	5日目(金)		
1	白保地区1 (4) (36)	白保地区2 (11) (26)	白保地区3 (5) (20)	白保地区4 (6) (40)	大和牧場 (1) (30)		152
2	平久保牧場 (1) (40)	宮良地区1 (5) (46)	宮良2 (11) (46)	宮良3 (10) (30)	多宇司牧場 (3) (30)		192
3	登野城地区 (15) (30)	伊原間牧場 (1) (30)	美崎畜産 畜産センター (2) (30)	新垣牧場 伊原間地区 (4) (26)	大野地区 (3) 大野牧場 (40)		156
計	106 (20)	102 (17)	96 (18)	96 (20)	100 (7)		500(82)

B	1日目(月)	2日目(火)	3日目(水)	4日目(木)	5日目(金)		計
1	大浜地区1 (13) (44)	大浜地区2 (10) (30)	大浜地区3 (16) (30)	肉用牛公社 名蔵地区 (2) (50)	崎枝地区 (10) (30)		184
2	三川地区 (1) 開南地区 (7) (30)	川平地区 (11) (30)	平得地区 (14) (30)	真栄里地区 (7) (30)	古波蔵牧場 平野地区 (3) (50)		170
3	野底地区 山原・砥板牧場(7) (20)	久宇良牧場 (1) (40)	大川牧場 八重農牧場 (2) (40)	明石・星野 (5) 大里地区 (11) (46)			146
計	94 (28)	100 (22)	100 (32)	126 (25)	80 (13)		500(120)

竹富町 A地域(1, 3回目実施) B地域(2, 4回目実施)

A	1日目(月)	2日目(火)	3日目(水)	4日目(木)	5日目(金)	計
1	竹富島 (1) (10)	黒島 (5) (50)	西表島東部 (5) (50)	移動日	波照間島 (1) (10)	120(12)

B	1日目(月)	2日目(火)	3日目(水)	4日目(木)	5日目(金)	計
2	小浜島 (1) (10)	パナリ (1) (10)	西表島西部 (5) (50)	移動日	鳩間島 (1) (10)	80(8)

与那国町 A地域(1, 3回目実施) B地域(2, 4回目実施)

A	1日目(月)	2日目(水)	計
1	南・北・東牧場 (3) (26)	移動日	26(3)

B	1日目(月)	2日目(火)	計
2	放牧農家 (3) (24)	移動日	24(3)

※右横()内は農家戸数

※左下()内は採血予定頭数

※625頭×4回=2,500頭(1+2+3)

3. ダニ清浄維持確認の基準

本事業の技術検討会において、以下がオウシマダニ撲滅宣言の条件とされた。

①草地ダニ調査でオウシマダニが4年間継続してマイナスであること。

②牛体ダニ調査でオウシマダニが4年間継続してマイナスであること。

③血液塗抹検査でバベシア原虫が確認されないこと。

④オトリ牛としてダニに全く触れたことのない牛を牧場に放し、ダニ付着及びバベシア原虫等の追跡調査を行う。

⑤血液塗抹検査陰性牛は可能な限り抗体検査を実施し、抗体が陰性であること。

4. 事業実績

1) 市町村別年度別ダニ衛生検査実績

市町村名	検査年度	検査頭数			ダニ付着頭数		塗抹検査陽性		備考
		親	子	計	親	子	バベシア	子	
石垣市	平成8年	1,319	1,264	2,583	0	0	0	0	
	9	1,138	1,068	2,206	0	0	0	0	
	10	1,048	990	2,038	6	3	0	0	
	11	714	683	1,397	0	0	0	0	
	計	4,219	4,005	8,224	6	3	0	0	
竹富町	平成8年	224	182	406	0	0	0	0	
	9	224	198	422	0	0	0	0	
	10	248	236	484	0	0	0	0	
	11	98	108	206	0	0	0	0	
	計	794	724	1,518	0	0	0	0	
与那国町	平成8年	55	47	102	0	0	0	0	
	9	46	53	99	0	0	0	0	
	10	79	73	152	7	4	0	0	
	11	50	50	100	0	0	0	0	
	計	230	223	453	7	4	0	0	
合計		5,243	4,952	10,195	13	7	0	0	

*上記ダニ付着頭数のダニは全てフタトゲチマダニ。

*平成11年度は、石垣市第3回まで、竹富町、与那国町は第1回のみ。

2) おとり牛検査について

(新生子牛、導入牛をおとり牛と見なす)

	新生子牛	導入牛
平成8年度	1,493頭	121頭
9年度	1,319頭	7頭
10年度	1,299頭	5頭
11年度		115頭
合計	4,111頭	248頭

新生子牛及び導入牛について、血液原虫検査、牛体付着ダニ検査を実施したが、バベシア原虫、オウシマダニは確認されなかった。

これらの実績から、平成10年度技術検討会において平成11年度の技術検討会をめぐりオウシマダニ撲滅宣言をする提案が出され了承された。

5. 八重山地域からの牛の移動制限解除

国は平成11年4月12日付で家畜防疫対策要綱の全面改正を行い、八重山地域からの牛の移動制限に関する明記を削除した。

これを受けて県は、八重山地域からの牛の移動制限に関する告示（昭和52年4月4日付沖縄県告示168号）を平成11年4月20日付で廃止し、ついに最終目的であった八重山地域からの牛の移動制限が解除された。

家畜防疫対策要綱の改正

旧	新（平成11年4月12日付農林水産省畜産局長通達）
<p>8 ピロプラズマ病及びアナプラズマ病 バベシア・ピゲミナ及びバベシア・ボビスによるピロプラズマ病並びにアナプラズマ・マージナールによるアナプラズマ病については、これらの存在が確認されている沖縄県における防疫措置の徹底により、他県への侵入防止を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずるものとする。</p> <p>(発生予防対策) (1) 沖縄県における措置 本病の発生が認められている八重山地域においては、定期的な投薬等を実施することにより、牛体付着ダニの駆除に努めるよう生産者を指導するものとする。 (2) 沖縄県以外における措置 沖縄県の八重山地域から移入される牛については、移入時に(4)に掲げる証明書の添付を確認するとともに、法第六条又は法第五十一条の規定に基づき検査を実施するものとする。このため、家畜飼養者、家畜商その他関係者に対し、当該移入を行おうとする場合には、あらかじめ家畜保健衛生所又は家畜防疫員に通報するよう指導するものとする。</p> <p>(まん延防止対策) (3) 本病の患畜は、沖縄県の八重山地域においては原則として法第十七条の規定に基づく殺処分は実施せず、抗原虫剤の投与等による治療を指導するものとし、その他の地域においては、原則として法第十七条の規定に基づく殺処分を命ずるものとする。なお、病性鑑定上特に必要がある場合は、畜産局衛生課とあらかじめ協議の上、法第二十条第一項の規定に基づく病性鑑定のための処分を実施することができるものとする。 (4) 沖縄県八重山地域からの牛の移動は、法第三十二条第一項の規定に基づき、ピロプラズマ病にかかっておらず、牛体ダニの駆除がなされた旨の家畜防疫員の証明がなされている場合を除き禁止するものとする。 (5) 沖縄県八重山地域以外で本病が発生した場合は、法第三十二条第一項の規定に基づき同居牛の移動を制限し、この間に法第三十条又は法第五十一条の規定に基づき二～四週間間隔で同居牛の検査を実施するものとする。移動制限の解除は、吸血昆虫の活動状況、発生農場の飼養状況及び同居牛の抗体検査結果を総合的に勘案して決定するものとするが、制限期間中であっても所要の措置を講ずるなどにより防疫上の支障がないと認められる場合は、と畜場に直行する家畜に限り、当該移動制限区域外への移動を認めるものとする。</p>	<p>6 ピロプラズマ病及びアナプラズマ病 バベシア・ピゲミナ及びバベシア・ボビスによるピロプラズマ病並びにアナプラズマ・マージナールによるアナプラズマ病については、近年発生もなく清浄化が進展してきている。今後、本病については必要に応じて法第五条の規定に基づく検査を実施して清浄度を確認することが重要であり、清浄化の一層の進展を図ることに重点を置いて防疫対策を講ずる必要がある。</p> <p>(発生予防対策) (1) 過去に本病の発生が認められた地域にあっては、必要に応じ定期的な投薬等を実施することにより、牛体付着ダニの駆除に努めるよう家畜飼養者を指導する必要がある。 (2) (1)以外の地域については、法第五条又は法第五十一条の規定に基づく検査を実施することによりオウシマダニ及び当該病原体についての地域の清浄度を確認する必要がある。</p> <p>(まん延防止対策) (3) 本病が発生した場合には、発生状況、牛の移動状況等を勘案して、必要に応じ法第三十二条第一項の規定に基づき、移動制限を実施する必要がある。更に患畜又は疑似患畜の同居牛の検査及びマダニ調査を実施し、当該結果に基づく防疫措置を取るとともに速やかに関係県へ連絡する必要がある。</p>

牛の移動制限に関する沖縄県告示の廃止

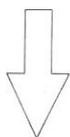
沖縄県告示168号

家畜伝染病予防法施行細則（昭和47年沖縄県規則第80号）第15条の規定による、移動を禁止する家畜及び区域を次のとおり指定する。

昭和52年4月4日

沖縄県知事 平 良 幸 市

- 1 指定する家畜 牛
- 2 指定する区域及び事項
 - (1) 八重山地域からの牛の移動については、ピロプラズマ病（バベシア・ピゲミナ及びバベシア・アルゼンチナ）及びアナプラズマ病（アナプラズマ・マージナーレ）にかかっておらず、かつ、牛体ダニの駆除がなされた旨の家畜保健衛生所長（家畜防疫員）の証明がなされている牛を除きこれを禁止する。
 - (2) 移動牛の所有者は、到着地を管轄する家畜保健衛生所長に証明書を提出しなければならない。
- 3 禁止期間 昭和52年4月1日から当分の間



沖縄県告示342号

昭和52年沖縄県告示第168号（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定）は、廃止する。

平成11年4月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

6. オウシマダニ侵入防止対策の推進

県内でオウシマダニの撲滅が事実上達成された平成10、及び11年に鹿児島徳之島からオウシマダニが付着した牛が導入される事例があった。

これはこれまでオウシマダニは国内では沖縄県のみで生息するという定説を覆すものである。

また、鹿児島以南の島々ではオウシマダニは生息するものの、バベシア病（ピロプラズマ病）の発生報告が無いことから本格的な対策は進んでいない状況である。

このような状況から、オウシマダニの再侵入を防止するため平成12年度から沖縄牧野ダニ侵入防止対策事業がスタートする。

平成12年度牧野ダニ侵入防止対策事業計画(案)

1. 事業目的

バベシア病を媒介するオウシマダニの侵入を防止するため、県内全域で導入牛を対象とした、水際検査体制を強化すると共に八重山地域においては、清浄状態の確認をするため検査を実施し、農家等が主体となった監視体制の強化を図る。

2. 背景

ピロプラズマ病を媒介し、沖縄県の畜産振興に多大な被害を及ぼした八重山群島のオウシマダニは、関係機関の粘り強いダニ撲滅事業の推進により清浄化された。しかし、平成10年と平成11年に沖縄本島中部地域の二つの畜産農家で、県外から導入された牛にオウシマダニの寄生が確認され、県外からのオウシマダニ侵入阻止が緊急課題となった。

一方、八重山群島ではオウシマダニとは別種のダニが増殖し始め、オウシマダニがこれに紛れ込んだ場合に発見は困難であり、引き続きダニ監視体制の強化が肝要である。

また、ピロプラズマ病を引き起こすバベシア原虫については平成6年以降、確認されていないが、県外導入牛にオウシマダニが付着していたことから、今後はそれらも包括した住血微生物検査を行う必要がある。

3. 事業概要

畜産課と県家畜衛生試験場及び家畜保健衛生所

は国や関係機関及び農家の協力を得て以下のことを行う。

1) 沖縄牧野ダニ侵入防止対策

i) ダニ侵入防止対策

(1) 技術検討会の開催(年1回以上)

構成：家畜保健衛生所、畜産関係団体、
試験研究機関、学識経験者
ダニ侵入防止マニュアルとダニ監視体制
強化計画の作成
各地域のダニ監視のための検査成績の取
りまとめと清浄度の確認

(2) ダニ侵入防止推進会議の開催(年2回以上)

構成：家畜保健衛生所、市町村等、畜産
関係団体、民間獣医師、牧野管理者等
ダニ侵入防止マニュアル配布、啓発強化
し、ダニ監視強化体制の強化を図る。

ii) ダニ監視強化体制の整備

八重山地域において計画的に牛体及び草
地のダニの検査を行うと共に血液原虫検査
を行う。

県内全域で県外導入牛を対象とした、ダ
ニ衛生検査体制を強化する。